



別紙様式第1号（第3関係）

令和元年12月17日

奈良市議会議長 森田一成様

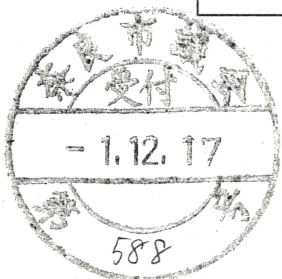
質問者 松下幸治



文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
胎児虐待の防止について	<p>①妊娠の届出制度 児童虐待防止には、胎児虐待が含まれる。児童福祉法の一部改正（平成28年法律第63号・第21条の10の5）で「支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。」と明記され、医療機関から自治体の保健・福祉に情報提供することが努力義務となり、本人の同意がなくても特定妊婦や産後に養育不全や児童虐待が懸念される場合には市町村への情報提供が可能であるとされている。 母子保健法第15条には、妊娠した者は速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならないとされ、マイナポータルからの電子申請も可能であるので医療機関が代理人申請する仕組みを構築することにより行政が妊婦の存在を速やかに把握できると考える。医療機関の協力義務を含め、妊娠の届出制度についての改善策を問う。</p> <p>②女性健康支援センターの設置 奈良県の独自事業として実施している「妊娠判定受診補助事業（上限7000円）」について、県は、国の女性健康支援センターを介した特定妊婦に対する妊娠判定受診補助事業への移行を検討中であり、中核市は女性健康支援センターを（保健所等に）設置できるが、今後の対応を問う。</p> <p>③胎児虐待防止条例の制定 市町村は、刑法上胎児が「人」でなく胎児虐待に関連する法律がなくとも、胎児虐待を防止し対応していかなければならない。 そこで、生命の尊厳を守る胎児虐待防止条例の制定及び今後の行政施策を問う。</p>	市長



受付日	令和元年12月17日
送付日	令和元年12月19日